

イノシシの保護及び管理に関するレポート（平成 28 年度版）の骨子案

1. 構成案

P. 1	はじめに・目次
	2016（平成 28）年度のイノシシの保護・管理をめぐる動き
P. 2	（1） 今年度のレポートのテーマ -イノシシの保護・管理の目標の再確認：農業被害軽減-
P. 3-4	（2） 農業被害軽減のための捕獲とその評価
P. 5-6	（3） 目的に応じた適切な捕獲の実施（事例）
P. 7-8	（4） 捕獲の評価にあたっての課題と対応

2. 各項骨子

はじめに

環境省では、2012（平成 24）年度よりイノシシの生息状況や被害の現状の確認と対策の評価を行い、保護及び管理に関する基本的な考え方や課題について整理を行うこと等を目的として「イノシシ保護及び管理に関する検討会」を設置しました。

今後、定期的に保護及び管理に関する最新情報を「イノシシの保護及び管理に関するレポート」として取りまとめ、2010（平成 22）年に作成された「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン」について随時補足を行っていく予定です。

ガイドラインは以下の環境省のホームページでご覧になれます。

<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2d/index.html>

2016（平成 28）年度のイノシシの保護・管理をめぐる動き

- 特定計画新規策定：岩手県、山形県（策定状況：41 府県）
- 指定管理鳥獣捕獲等事業実施状況概要（平成 27～28 年度の事業数と事業目的）

（1） 今年度のレポートのテーマ

イノシシの保護管理で最も重要な目的：農業被害軽減

- ◆ 3つの施策（捕獲、被害防除、生息環境整備）を業被害の軽減の目的達成に重点をおき、組み合わせて実施する必要がある。
- ◆ 捕獲、被害防除、生息環境整備を実施する際には、農業被害の軽減効果の把握、効果的な方法で適切に実施されているかの評価が必要となる。
- ◆ 本レポートでは、捕獲に関する施策を対象とし、目的に対して適切な捕獲の実施及びその評価について整理、提案する。

(2) 農業被害軽減を目的とした被害管理施策 –適切な捕獲とその評価–

- ◆ 捕獲だけでは農業被害は軽減できない。
 - 生息環境整備、被害防除、捕獲を複合的に行うことが必須である。
 - 生息環境整備、被害防除（防護柵の設置）により、効率的に捕獲が行える。

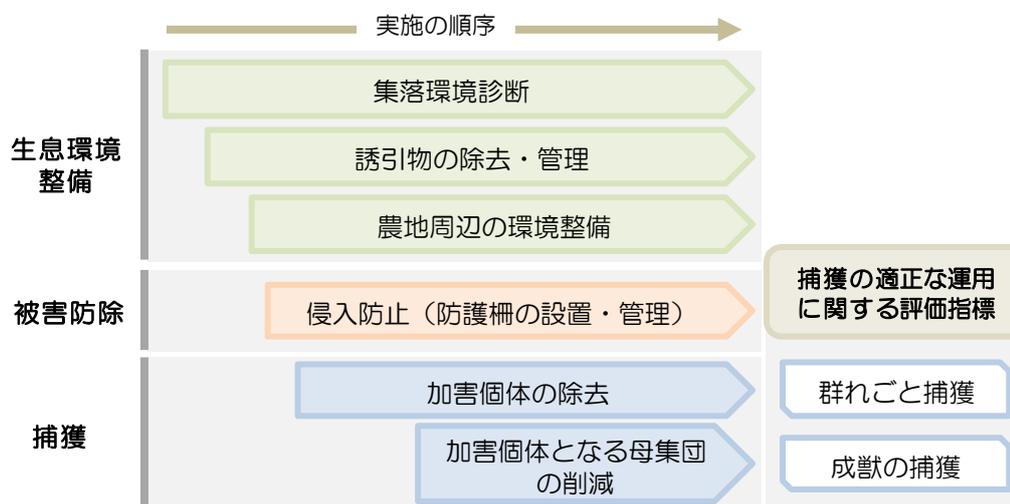


図 農業被害軽減に向けた対策の順序

- ◆ 農業被害軽減のための捕獲について、目標を明確にすることが重要である。

【捕獲の目標】

- 加害個体の除去
- 加害個体の母集団の削減
- ◆ 目標に対して適切に捕獲が実施できているか評価するための指標の整理
 - 加害個体の除去

（評価指標①）農地周辺で捕獲を実施しているか

- ✓ 加害個体は、農作物を餌として認識し農地を生息地の一部として行動することから、農地周辺での捕獲が加害個体の除去につながる。捕獲位置情報を収集することにより、農地周辺で捕獲を実施できているか評価できる。

（評価指標②）群れごと捕獲できているか（子供だけの捕獲ではない）

- ✓ 加害個体が群れで行動している場合、仲間の捕獲に遭遇し逃れると、捕獲への警戒心が高まることから、囲いわなや箱わなを用いて被害を発生させている個体をすべて取り除くことが重要である。親子連れの群れの場合警戒心の低い幼獣が先に捕まり、親が逃げた場合、警戒心の高まりが顕著となり、その後捕獲が困難になる。
- ✓ 捕獲回ごとの成獣捕獲情報を評価する必要がある→捕獲個体ごとの情報（年齢クラス）だけでは評価できないため、「親を含めて捕獲できているか」

に関する情報を捕獲作業記録等に新たに項目を追加する必要がある。

➤ 加害個体の母集団の削減

(評価指標) メス成獣 (または成獣) が捕獲できているか

- ✓ 可能な限り繁殖可能年齢のメスを捕獲することで、増加数を減少させる (捕獲時に性別判断が困難であることから成獣を捕獲できているかの評価となる)。また、月齢の低い個体のみを捕獲した場合、再度妊娠出産する可能性を高めるため、避ける必要がある。
 - ✓ 成獣 (メス) の捕獲数や総捕獲数に対する成獣 (メス) の捕獲割合が評価の指標となるため、捕獲個体情報だけでもある程度評価が可能である。
- ※地域ごとの指標の評価基準の検討が必要

(3) 目的に応じた適切な捕獲の実施 (事例)

◆ 防護柵のみでは防ぎきれない被害の軽減：群れごと捕獲 (愛媛県)

- 被害をうけるミカン畑は面積が広く、ワイヤーメッシュ柵の維持管理が不十分な部分があるため、捕獲による被害防除も必要となっている。
- これまでの捕獲では、多くが幼獣で成獣が捕獲されることが少なかった。
- 農業者が主体となり大型囲いわなを導入したが、自動撮影カメラにより子供も含めて捕り逃がしていることが分かった。
- 遠隔監視・操作装置を導入したことで、成獣の捕り残しがなくなった。
- まだ被害の減少は確認されていないが、イノシシの出没件数は減少した。
- 映像により誘引状況、捕獲状況が確認できるため、捕獲従事者の成獣捕獲に対する意識の定着や捕獲技術の向上 (人材育成) に役立っている。

<課題>

- ✓ 報奨金の報告で要求されている基準 (ウリ模様) では成獣捕獲が適切に評価できていない。
- ✓ 農業被害軽減の効果把握までは至っていない。

◆ 住居集合地域への出沒抑制のための母集団の削減：成獣の捕獲 (香川県)

- イノシシ捕獲技術プログラムの実施 (H25～)
- 住居集合地域への出沒件数が増加しており、人身被害も発生している。
- 住居集合地域への出沒を抑制するため、周辺において捕獲強化を図っている。
- H27 は指定管理鳥獣捕獲等事業にて実施したため、捕獲技術プログラムのコンセプトを徹底した。

・ 成獣捕獲を目的としたわなの設置

箱わな：けり糸位置 (高さ) の指定

くくりわな：一定加重作動式のわなの使用 (最低稼働重量 約 15kg)

- ・ 体重 20kg 基準による成獣・幼獣の判別
 - ・ 被害発生（目撃）箇所と捕獲位置の整合
- H27 は、捕獲個体の幼獣：成獣の比率がおおよそ 3 : 7（46 : 113）と成獣優先の捕獲結果となった。

（４） 目標に適した捕獲であったか評価するにあたっての課題と対応

- ◆ 群れごと捕獲及び成獣捕獲の評価には捕獲個体の幼獣と成獣の判別が必要となる
- ◆ 平成 25 年度の保護管理レポートでは「体重」「体毛の模様（ウリ模様）」で大まかに成獣であるかを判別できることと注意点を紹介した。

課題

- ウリ模様は生後 3 カ月頃から消え始め、半年～1 年で完全に消える。消えるまでの期間は個体差が大きい。⇒秋の被害時期まではある程度、ウリ模様による判別で対応可能だった。近年、年間を通じて農業被害軽減のための捕獲が行われるようになってきているため、通年適用可能な成獣幼獣の判別基準が必要である。
- ウリ模様では基準があいまいであり、判別する者により判別結果が異なることがある。⇒客観的に評価できる明確な基準が必要である。
- 栄養状態等により成獣でも幼獣と同等の体重である場合があり、バラツキが大きい
- 歯の萌出による齢査定方法が確立しているが、一定の訓練が必要となる。⇒汎用性の高い簡便な方法が必要である。

成獣・幼獣の判別基準の提案

- 体重により識別
 - 基準体重 20kg（20kg 以下を幼獣、20kg を超える個体を成獣とする）
- ※判別基準の地域差を考慮する際は、30kg までを体重計測個体とし、地域に応じた基準を設定するための情報（体重、歯の萌出状況）を収集する。（一人で計測不可能な 30kg 以上の大型個体は体重計測しない。）

（留意点）

- ◇ 体重は個体差があるため、基準に当てはまらない個体も含まれる
- ◇ 同じ都府県内でも、地域により体重の差が大きく異なることがある。

※イメージ図

⇒地域ごとに基準を作る必要がある。

(基準を作るための手順)

指定管理鳥獣捕獲等事業または有害鳥獣捕獲等の管理捕獲を活用

①体重 30kg 程度までの個体の体重（実測）と歯の萌出状況の収集

②収集したデータの解析

③判断基準を地域ごとに設定

(データの信憑性を確保するには、委託契約による事業：指定管理鳥獣捕獲等事業等を活用し、基準設定を目的としたデータ収集をするとよい。)